

平成 30 年 8 月 13 日

金融庁総合政策局リスク分析総括課 御中

一般社団法人全国銀行協会

「コンプライアンス・リスク管理に関する検査・監督の考え方と進め方（コンプライアンス・リスク管理基本方針）（案）」に対する意見について

今般、「コンプライアンス・リスク管理に関する検査・監督の考え方と進め方（コンプライアンス・リスク管理基本方針）（案）」（平成 30 年 7 月 13 日公表）に対する意見を別紙のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

「コンプライアンス・リスク管理に関する検査・監督の考え方と進め方(コンプライアンス・リスク管理基本方針)」(案)に対する意見

No.	該当箇所	意見等	理由等
1	全体	<p>「対話」に用いるという本基本方針の位置付けや内容については賛同する。ただし、以下の観点のリスクを念頭においた運用が必要かと思われる。</p> <p>①検査マニュアルから、本基本方針に見られるプリンシプルベース的なアプローチへの移行が、個々の金融機関のベストプラクティスの追及を通じ結果的に「コンプラ疲れ」を助長する、更には国全体としての金融サービスを高コスト化するリスク。</p> <p>②検査マニュアルのルールベースでの運営に比べて、金融行政が恣意的と見られかねないリスク。</p> <p>そのため、①②については、以下の方策が有効と思料します。</p> <p>①ベストプラクティスの共有化 ②検査・監督に関する意見交換の継続</p>	<p>・本基本方針に見られるプリンシプル・アプローチは、法令や検査マニュアル等に基づいたルールベースの運営に比べて、以下の特徴があると考えられるため。</p> <p>①プリンシプルベースは金融機関・当局双方に解釈の余地があるため、結果として判断のブレが生じるリスクが生じる可能性は排除できないこと。</p> <p>②本基本方針では各社行の特性(地域性・規模等)に応じた態勢を適切に整備することが求められてるが、個々の金融機関は他社行との横比較を強く意識し、ベストプラクティスを追求することで、結果として必要以上の管理を行ってしまうリスクが排除できないこと。</p>
2	全体	<p>新たな領域から発生するリスク等については、金融機関が実際に採るべきアクションとして、もう一段ブレークダウンした情報共有(ベストプラクティスの共有化や意見交換の継続)をしていただきたい。</p> <p>平成20年4月に公表された「金融サービス業におけるプリンシプルについて」では、具体的なイメージが別紙1に記載されている。</p> <p>本基本方針にも今後別紙1のような文書が添付される予定があるかご教示いただきたい。</p> <p>また、本基本方針と「金融サービス業におけるプリンシプルについて」の別紙1との位置付けをご教示いただきたい。</p>	<p>・本基本方針を定着させるためには、事案(新たな領域から発生するリスク等)によっては、もう一段ブレークダウンしたアクションを明確に記載した方が実効的と思われるため。</p> <p>・上記の対応として、「金融サービス業におけるプリンシプルについて」等への追記・拡充等により、対応する選択肢もあるのではないかと考えられるため。</p>
3	<p>Ⅲ. 金融機関における管理態勢</p> <p>1. 経営・ガバナンスに関する着眼点</p> <p>【経営の根幹をなすものであることに関する着眼点】</p>	<p>「また、ビジネスモデル・経営戦略を検討する際にも、コンプライアンス・リスクを含むリスクについて幅広く検討し、前広に考慮していく必要がある。その際、抽象的な事実ではなく、具体的な事実(数字・金額等)を踏まえることが重要となる」との記載があるが、「数字・金額等」として具体的に想定しているものがあればご教示いただきたい。</p>	
4	<p>Ⅲ. 金融機関における管理態勢</p> <p>1. 経営・ガバナンスに関する着眼点</p> <p>【リスク管理の枠組みに関する着眼点】</p>	<p>あえて傾向としてみられた課題を、「(3)内部監査部門による検証」部分に記載した点についてご教示いただきたい。</p>	<p>該当箇所のうち、「(3)内部監査部門による検証」についてのみ、傾向としてみられた課題(「従来、内部監査については、リスクアセスメントが不十分であり、また、事務不備の検証や規程等への準拠性の検証にとどまる等の傾向がみられた。」)の記載がされていますが、傾向として見られた課題についてはⅢ.1.【従来の傾向】に記載の方が整理としては適切ではないか。</p>

5	<p>Ⅲ. 金融機関における管理態勢 1. 経営・ガバナンスに関する着眼点 【リスク管理の枠組みに関する着眼点】 (2)管理部門による牽制</p> <p>【人材や情報通信技術等のインフラに関する着眼点】 (1)コンプライアンスリスク管理にかかる人材の確保</p>	<p>管理部門は、「事業部門の業務及びそこに潜在するリスクに関する理解が求められる。」とあり、また「コンプライアンスリスク管理を実効的に行うには、金融機関のビジネスに関する深い知識や経験が重要である。」となっているが、必ずしも事業部門と同じレベルの専門知識や経験が求められるものではなく、システム部門等との連携、必要に応じた第三者意見等により、管理部署として牽制機能が発揮できればよいという理解でよい。</p>	<p>高度な専門的知識を必要とする分野が拡大しており、例えば、サイバーセキュリティ等、コンプライアンス・リスク管理部門に、専門家を複数名配置することは難しい業務運営実態があることや、日進月歩で進展する分野では、人材ローテーションが追いつかない面があると考え。</p>
6	<p>Ⅲ. 金融機関における管理態勢 1. 経営・ガバナンスに関する着眼点 【リスク管理の枠組みに関する着眼点】 (3)内部監査部門の検証</p>	<p>「また、コンプライアンス上の問題事象が生じ、内部監査部門がその調査等を実施する際には、問題事象が生じた背後にある構造的問題に遡り、実効的な再発防止策を策定することが重要となる。」とあるが、再発防止策の策定は業務執行行為にあたり、内部監査部門自らがこれを行うことは役割として求められていないので、そうとも読めるような表現は避けていただきたい。</p>	<p>同左。</p>
7	<p>Ⅲ. 金融機関における管理態勢 1. 経営・ガバナンスに関する着眼点 【リスク管理の枠組みに関する着眼点】 (3)内部監査部門の検証</p>	<p>内部監査部門についても、経営陣主導による質量両面における十分な人材確保が必要。</p> <p>7頁の「(2)管理部門による牽制」に記載の「管理部門がこれらの重要な機能を十分に果たすためには、経営陣が主導して、管理部門の役職員に十分な権限や地位を付与するとともに、その独立性を担保することや、十分な人材を質及び量の両面において確保することが必要となる。」と同内容の文章を「(3)内部監査部門による検証」についても記載いただきたい。</p> <p>例えば、以下のように追加してはどうか。 「このように、内部監査が有効に機能するためには、経営陣に対して牽制機能を発揮できる態勢を構築するために十分な人材を質及び量の両面において確保することはもちろん重要であるが、さらに、社外取締役、監査役(会)、監査等委員会、監査委員会、外部監査等との間で、制度的な特徴を活かしながら適切に連携し、実効的な監査を実施していくことも重要である。」</p>	<p>人材面の強化は内部監査部門でも必要であるため。</p>

8	<p>Ⅲ. 金融機関における管理態勢 1. 経営・ガバナンスに関する着眼点 【リスク管理の枠組みに関する着眼点】 (3)内部監査部門の検証</p>	<p>「このような根本的な原因の分析を行うためには、経営陣が中心となり、事業部門、管理部門及び内部監査部門等の幅広い役職員による対話・議論を通じて、問題事象に至った背景・原因を多角的に分析・把握する企業文化を醸成することが重要となる。」との記載は、「内部監査部門による検証」に留まる内容ではなく、経営全般に関する言及となっているため、4頁【経営の根幹をなすものであることに関する着眼点】(1)経営陣の姿勢・主導的役割、または(3)企業文化に移動してはどうか。</p>	<p>問題事象発生時の対応こそガバナンスの発揮が期待される。</p>
9	<p>Ⅲ. 金融機関における管理態勢 1. 経営・ガバナンスに関する着眼点 【リスク管理の枠組みに関する着眼点】 (4)グループ会社管理及び海外拠点管理</p>	<p>「経営方針の実施に伴うリスク」との表現の意味が不明瞭である。 グループ会社各社の経営方針なのか、親会社たる金融機関の経営方針なのか。また、「実施」が示す内容についても解釈に幅が生じる懸念がある。 より具体的な記載への変更を検討いただきたい。</p>	
10	<p>Ⅲ. 金融機関における管理態勢 1. 経営・ガバナンスに関する着眼点 【リスク管理の枠組みに関する着眼点】 (4)グループ会社管理及び海外拠点管理</p>	<p>「特に、海外拠点を有する金融機関においては、コンプライアンス・リスク管理は、国・地域の異同を踏まえて行われる必要があり、国・地域によって法令・制度や海外当局の方針等は異なり得るものの、リスクはグループ全体が負うものであることから、最終的には、本社による実効的な統制がなされていることが重要である」という記載について、国・地域の自律的な管理態勢を阻害するものではないという認識で正しいか。ここに関するベストプラクティスのコラムを掲載する予定はあるか。</p>	<p>本社による統制は最終的なもの＝国・地域毎の特性を捉えた、地域のタイムリーな自律的な管理態勢の構築は不可欠であるため。</p>
11	<p>Ⅲ. 金融機関における管理態勢 1. 経営・ガバナンスに関する着眼点 【人材や情報通信技術等のインフラに関する着眼点】 (1)コンプライアンス・リスク管理に係る人材の確保</p>	<p>管理部門や内部監査部門と事業部門の人材ローテーションについて「管理部門や内部監査部門の社内での地位を高めることを目的とするだけでなく」との記載があるが、他の例示「管理部門や内部監査部門に対して事業部門の実務を良く知る人材を配置すること」、「コンプライアンスの知見を有する人材を事業部門に供給する」と比較して人材ローテーションの効果との関連性が乏しく、唐突感があるため削除してはどうか。</p> <p>「例えば、コンプライアンス部門・リスク管理部門等の管理部門や内部監査部門と事業部門との人材のローテーションを図る取組みは、管理部門や内部監査部門に対して事業部門の実務を良く知る人材を配置することや、コンプライアンスの知見を有する人材を事業部門に供給する上で有益であると考えられる。」</p>	<p>人材ローテーションの効果として分かりにくい。</p>

12	<p>Ⅲ. 金融機関における管理態勢 1. 経営・ガバナンスに関する着眼点 【人材や情報通信技術等のインフラに関する着眼点】 (2)情報通信技術の活用</p>	<p>内部監査部門においても情報通信技術の活用は必要。</p> <p>8頁の「情報通信技術は、今後ますます進展が見込まれるところ、金融機関では、効果的で効率的なコンプライアンス・リスク管理を行う観点から、その活用を図っていくことが期待される。また、情報通信技術を有効に活用していくためには、戦略的に予算・人員を投入することが必要であり、情報通信技術に対する経営陣の高い意識や理解が求められる。」との記載については、内部監査部門においても必要な内容のため、以下のように追記してはどうか。</p> <p>「情報通信技術は、今後ますます進展が見込まれるところ、金融機関では、効果的で効率的なコンプライアンス・リスク管理や内部監査を行う観点から、その活用を図っていくことが期待される。また、情報通信技術を有効に活用していくためには、戦略的に予算・人員を投入することが必要であり、情報通信技術に対する経営陣の高い意識や理解が求められる。」</p>	<p>デジタル化の進展への対応は内部監査部門でも必要</p>
13	<p>Ⅲ. 金融機関における管理態勢 2. リスクベースの発想への視野拡大に関する着眼点</p>	<p>金融庁が「リスクベースの発想への視野拡大」を進めるのであれば、銀行が遵守しなければいけないその他の(省庁等の)規制等も同様の考え方を採用して頂けると金融機関の業務効率化が図れると思われる。 (例①日銀考査 ②日証協への各種届出および監査)</p>	<p>金融庁が今回方針として示したリスクベースの考え方を、可能な範囲でその他機関の規則、手続等へも浸透させるべく、連携等をお願いしたい。</p>
14	<p>Ⅲ. 金融機関における管理態勢 2. リスクベースの発想への視野拡大に関する着眼点 【従来の傾向】 (2)幅広いリスクの捕捉及び把握</p>	<p>「金融機関の事業に関して適用される法令を洗い出し、その法令に対する違反が生じ得る業務を特定することが出発点となる」「出発点となる」が示す内容が不明瞭である。本項目の内容に照らし、「重要である」とするのが妥当と考える。</p>	<p>段落毎の表現の平仄を合わせるため。</p>
15	<p><BOX>コンダクト・リスク</p>	<p>P11の「<BOX>コンダクトリスク」について、その解釈に誤解を招きかねないことから削除を検討いただきたい。</p>	<p>コンダクトリスクとは、役職員の行動の適切性に起因するもので、基本的に全てのリスクカテゴリーに存在するものとの理解。BOXの記載では、別途、独立した「コンダクトリスク」というカテゴリーが存在するかのように解釈出来るため。</p>